

人材紹介 契約約款

キャリアドラフト人材紹介の申込者（以下「委託者」という。）と絆ホールディングス株式会社（以下「受託者」という。）との間で、委託者のキャリアドラフト人材紹介の申込みによって以下の契約（以下「本契約」という。）が成立した。

第1条（委託事項）

委託者は受託者に対し、委託者の人材採用のための人材紹介業務を委託し、受託者はこれを受託する。ただし、取扱職種は、全職種（港湾運送業務及び建設業務を除く）、取り扱い地域は国内とする。

第2条（受託者の業務内容）

受託者は委託者の依頼に基づき、依頼内容を把握した上で、委託者に対し、受託者が適切と判断した候補者を紹介する。

第3条（委託者による依頼）

1. 委託者は受託者に対し、前条の依頼に際して、職業安定法（以下「職安法」という。）第5条の3第2項に従い、書面、電子メールその他同法所定の方法（以下「書面交付等の方法」という。）により、同項の定める労働条件その他希望する求人の条件（以下これらを「求人条件」という。）を明示する。
2. 委託者は前条の依頼に際して、虚偽又は誇大な条件、法令に違反する条件及び通常の求人条件と比して著しく不適当な条件を含む求人条件を明示してはならない。
3. 委託者が受託者に対して、前条の依頼をした後、第1項により明示した求人条件の内容に変更、特定、削除、追加（以下これらを「変更等」という。）が生じた場合、委託者は、速やかに書面交付等の方法により変更等の内容を受託者に通知する。
4. 前項にかかわらず、第1項により明示した求人条件の内容に変更等が生じた時期が、委託者が候補者と面接等の接触をした後であった場合、委託者は職安法第5条の3第3項に従い、変更等の内容を書面交付等の方法により、受託者を通じて候補者に明示する。
5. 前二項により、委託者が受託者に対して変更等の通知をした場合は、委託者は当該紹介が終了する日まで、通知をした書面等の控えを保存する。

第4条（候補者その他の求職者への情報提供）

1. 受託者は、候補者その他の求職者（以下「候補者等」という。）に対し、求人条件、委託者及び受託者の情報（受託者の事業の実績に関する情報を含む。）その他求人等に関する情報（以下「求人等に関する情報」という。）を提供するときは、当該情報について虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示をしてはならない。
2. 受託者は、候補者等に対し求人等に関する情報を提供するに当たって、当該情報を正確かつ最新の情報に保つため、次に掲げる措置を講じなければならない。委託者は、受託者が当該措置を講ずるために必要な協力をする。
 - (1) 委託者から、当該情報の提供の中止又は内容の訂正の求めがあったときは、遅滞なくこれに応じること。
 - (2) 当該情報が正確でない、又は最新でないことを確認したときは、遅滞なく、委託者にその内容の訂正の有無を確認し、又は当該情報の提供を中止すること。
 - (3) 求人等に関する情報又は候補者等に関する情報の時点を明らかにすること。

第5条（委託者の義務）

1. 委託者は、受託者に紹介された候補者を選考し、選考結果としての採用の可否を、

受託者に対し、書面交付等の方法により速やかに通知する。

2. 委託者は、前項に基づき候補者の採用を決定した場合、労働基準法第15条第1項に基づき労働条件その他を明示した内定通知書等の書類を発行し、かかる内定通知書等の書類の写しを受託者に対し、速やかに提示する。
3. 委託者は、受託者の紹介した候補者の内定を取り消す場合は、その旨を受託者に対し、速やかに通知する。
4. 委託者は、前項にて当該候補者との間に発生する紛争を委託者の責任において処理する。
5. 委託者は、第7条第3項に定める期間中に、受託者を介することなく当該候補者と接触する場合は、速やかに受託者に通知する。
6. 委託者は、受託者が候補者を紹介した日より後に、当該候補者について他の手段により応募があった場合には、受託者の紹介による応募とみなす。
7. 受託者による候補者の紹介以前に、委託者が第三者から当該候補者の紹介を受けていた場合、又は当該候補者から応募の意思表示を受けていた場合、委託者が、当該候補者の紹介を受けてから、受託者の営業日で5営業日以内にその旨を受託者に通知しないときは、受託者の紹介による応募とみなす。

第6条（苦情処理）

委託者又は候補者から職業紹介において苦情があった場合、受託者が厚生労働大臣に届出を行っている職業紹介責任者が誠意をもって対応するものとする。

苦情受付担当者：職業紹介責任者

連絡先：03-6380-3589

第7条（対価）

1. 委託者は、受託者が紹介した候補者を採用することを決定し、当該候補者が入社（就労開始）の意思を表明（以下「内定承諾」という。）した場合、人材紹介の対価として、別紙のキャリアドラフト人材紹介申込書（以下「申込書」という。）に定める人材紹介料及びその消費税相当額を支払う。この場合、委託者及び受託者は、内定時において、当該候補者の氏名、入社予定日、内定の旨が分かる情報等を書面又は電子メールにより確認するものとする。
2. 委託者は、候補者が内定承諾の意思を提出した月の翌月末日（当該末日が金融機関の非営業日であった場合は直前の営業日）までに、請求された人材紹介料及びその消費税等相当額を、受託者の指定する金融機関口座に振込送金する方法により支払うものとする。なお、振込手数料は委託者の負担とする。
3. 第1項の人材紹介料は、受託者が候補者を紹介した日、受託者が紹介した候補者が委託者から不採用通知を受けた日又は各候補者が委託者へ入社（就労開始）を辞退する意思を表明した日の最も遅い日から1年以内に、委託者が受託者を介することなく当該候補者と接触し、当該候補者が委託者に入社した場合にも発生する。
4. 前三項にかかわらず、委託者がキャリアドラフトプロジェクトに参加している場合、委託者が当該プロジェクトを通じて、当該プロジェクトに参加した候補者を採用することを決定し、当該候補者が内定承諾した場合であっても、人材紹介の対価は発生しないものとする。

第8条（通知義務違反の取扱い）

委託者が候補者の採用を決定した場合で、委託者が受託者に対して第5条第1項及び第5条第2項の通知を行わないままに候補者との雇用契約を締結し、現に候補者が委託者において就業した場合には、委託者は、受託者に対して、違約金として、前条第1項に定める人材紹介料の2倍額を直ちに支払うものとする。

第9条（人材紹介料の返還）

1. 受託者の紹介した人材が委託者に入社後、受託者の責めに帰すべからざる事由により退職（当該候補者の自己都合による退職を含む）又は解雇に至った場合、受託者は何らの責任も負わないものとする。
2. 委託者は、受託者の紹介した人材が入社（就労開始）日より前に内定を辞退した場合、辞退が確定した日より5営業日以内に受託者に報告するものとする。但し、辞退が確定した日から5営業日以内に入社（就労開始）日を迎える場合は、入社（就労開始）日の2営業日前までに報告するものとする。なお、本条における営業日とは、受託者の営業日を指すものとする。
3. 受託者は、前項で内定辞退が確定した候補者の人材紹介料を受領している場合、受領した当該候補者分の人材紹介料を、前項の辞退が確定した日が属する月の翌月末日までに、委託者の指定する金融機関口座へ振込により支払うものとする。なお、振込手数料は受託者の負担とする。
4. 本契約の終了後にかかわらず、本条の規定は、引き続きその効力を有するものとする。

第10条（機密情報の取扱い）

1. 委託者は、受託者が委託者に提供する候補者の個人情報について守秘義務を負う。委託者は、当該個人情報を採用選考の目的の範囲内でのみ使用する旨、候補者等に明らかにするとともに当該個人情報を厳重に管理し、第三者（自己の役員、従業員若しくは業務委託先又は弁護士、公認会計士、税理士その他法令上守秘義務を負う専門家を除く。以下本条において同じ。）に開示、漏洩し又は使用させてはならず、当該個人情報を第三者が見ることができる状態においてはならない。なお、受託者は求人条件に関連のない候補者の機微な個人情報（人種、民族、社会的身分、門地、本籍、出生地その他社会的差別の原因となるおそれのある事項、思想及び信条、労働組合への加入状況をいう。）については、候補者から収集せず、また委託者に対して開示又は提供しない。
2. 委託者及び受託者は、本契約に関連して相手方（以下、情報を開示した当事者を「開示当事者」といい、開示を受けた当事者を「受領当事者」という。）から開示を受け又は知り得た相手方の営業上・技術上又はその他一切の業務上の情報（以下「機密情報」という。）について、開示当事者の事前の書面による承諾がない限り、第三者に開示若しくは漏洩し、又は本契約の遂行以外の目的に使用してはならない。なお、機密情報の開示の方法は、書面、口頭、CD-ROM等の電磁的媒体等その態様を問わない。
3. 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報については、機密情報に含まれない。
 - (1) 開示当事者から開示された時点で既に公知となっていた情報。
 - (2) 開示当事者から開示された後に受領当事者の責によらずして公知となった情報。
 - (3) 開示当事者が開示を行った時点で既に受領当事者が保有していた情報。
 - (4) 受領当事者が正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に取得した情報。
 - (5) 開示当事者から開示された後に、開示された情報によらずに独自に開発された情報。
4. 第1項にかかわらず、受領当事者が、法令、金融商品取引所規則又は行政機関若しくは裁判所の命令等によって機密情報の開示を義務付けられた場合、受領当事者は、事前に開示当事者に対してその旨を通知した上で、これを開示することができる。

第11条（個人情報の取扱い）

受託者は、本契約に基づいて取扱う機密情報に個人情報が含まれている場合には、個人

情報の保護に関する法律、関連法令及び規範（管轄省庁策定のガイドラインを含む。）に従い、並びに本契約の定めを遵守して、本契約の目的の範囲内において個人情報を取扱い、本契約の目的以外で、これを取扱ってはならない。

第 12 条（不可抗力）

1. 受託者は、地震、台風、津波、暴風雨、洪水、疫病、感染症その他の天変地異、戦争、暴動、内乱、テロ、争議行為、ストライキ、法令の制定・改廃、公権力による命令・処分、受託者の責めによらない火災、その他の不可抗力による本契約の全部又は一部の履行遅滞又は履行不能については、委託者に対してその責任を負わないものとする。
2. 受託者は、前項に定める事由が生じた場合は、ただちに委託者に通知をするとともに、当該事由による影響の軽減・回復のために最善の努力を尽くさなければならない。
3. 第1項に定める事由が生じ、本契約の目的を達することが困難である場合、受託者は、委託者に通知したうえで、本契約の条件を変更し又は本契約を解除することができる。

第 13 条（本契約上の地位等の譲渡禁止）

委託者及び受託者は、相手方の事前の書面による同意なしに、本契約上の地位又は本契約に基づく権利若しくは義務の全部又は一部を、第三者に譲渡若しくは継承させ、又は担保に供してはならない。

第 14 条（再委託）

受託者は、本業務の履行に際し、第三者に本業務の全部又は一部を再委託することができる。この場合、受託者は当該第三者に対し本契約で受託者が負う義務と同等の義務を負わせ、当該義務を遵守させるものとする。

第 15 条（反社会的勢力の排除）

1. 委託者及び受託者は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「暴力団員等」という。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。
 - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
 - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
2. 委託者及び受託者は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを確約する。
 - (1) 暴力的な要求行為。
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為。
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為。
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為。

- (5) その他前各号に準ずる行為。
3. 委託者又は受託者は、相手方が暴力団員等若しくは第1項各号のいずれかに該当し、若しくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、又は第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、自己の責に帰すべき事由の有無を問わず、相手方に対して何らの催告をすることなく本契約を解除することができる。
 4. 本条に基づく本契約の解除は、解除した当事者から解除された当事者に対する損害賠償の請求を妨げない。
 5. 本条に基づく本契約の解除がされた場合、これにより損害が発生した場合であっても、解除された当事者は、解除した当事者に対して損害賠償を請求することはできない。

第 16 条（損害賠償）

1. 委託者及び受託者は、本契約上の義務に違反した場合、これに起因して相手方に直接かつ現実生じた通常の損害、損失及び費用（弁護士費用を除き、以下「損害等」という。）を、賠償する。
2. 受託者の故意又は重大な過失により、委託者に損害が発生した場合、受託者が支払うべき損害賠償の額は、100万円を上限とする。但し、本契約に別段の定めが規定されている場合は、当該規定が優先適用されるものとする。

第 17 条（遅延損害金）

委託者が本契約に基づき受託者に対して負担する金銭債務の弁済を遅延したときは、弁済期の翌日から支払い済みに至るまで、年14.6%の割合による遅延損害金を支払わなければならない。

第 18 条（解除及び期限の利益の喪失）

1. 委託者又は受託者は、相手方が本契約のいずれかの条項に違反し、相当期間を定めて催告をしたにもかかわらず、相当期間内に、違反が是正されないときは、本契約を解除することができる。但し、その期間を経過した時における本契約の違反が本契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。
2. 委託者又は受託者は、相手方に次の各号に掲げる事由の一が生じたときには、何らの催告なく、直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。但し、当該事由が解除当事者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、当該事由により解除をすることはできない。
 - (1) 本契約に関し、相手方による重大な違反又は背信行為があったとき。
 - (2) 債務の全部又は一部の履行が不能であるとき又は相手方がその債務の全部又は一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。但し、一部履行不能の場合は当該一部に限り、解除することができる。
 - (3) 前号の規定にかかわらず、債務の一部の履行が不能である場合又は相手方がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないときは本契約の全部を解除することができる。
 - (4) 本契約上、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ本契約の目的を達することができない場合において、相手方が履行をしないでその時期を経過したとき。
 - (5) 相手方がその債務の履行をせず、催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
 - (6) 監督官庁より営業の取消し、停止等の処分を受けたとき。
 - (7) 支払停止若しくは支払不能の状態に陥ったとき、自ら振り出し若しくは引き受け

- た手形若しくは小切手が不渡りとなったとき又は銀行取引停止処分を受けたとき。
- (8) 信用資力の著しい低下があったとき又はこれに影響を及ぼす営業上の重要な変更があったとき。
 - (9) 第三者により差押え、仮差押え、仮処分その他強制執行若しくは担保権の実行としての競売又は公租公課の滞納処分その他これらに準じる手続が開始されたとき。
 - (10) 破産手続、民事再生手続、会社更生手続若しくは特別清算手続開始の申立てがあったとき又は債務整理の通知がされたとき。
 - (11) 合併による消滅、資本の減少、営業の廃止若しくは変更又は解散の決議をしたとき。
 - (12) その他本契約を継続しがたい重大な事由が発生したとき。
- 3. 前二項に基づいて本契約を解除し、そのことによって損害等が生じた場合、解除した当事者は、相手方にその損害等の賠償を請求することができる。
 - 4. 委託者又は受託者のうち第1項又は第2項により本契約を解除された者は、これにより損害等を被った場合であっても、相手方に対して当該損害等の賠償を請求することはできない。
 - 5. 委託者又は受託者が、第1項又は第2項各号のいずれかに該当した場合又は本契約が解除された場合、解除された当事者は当然に本契約及びその他相手方との間で締結した契約から生じる一切の債務について期限の利益を失い、相手方に対して負担する一切の債務を直ちに一括して弁済しなければならない。

第 19 条（契約期間）

本契約の契約期間は申込書の提出日より、2026年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに委託者、受託者いずれか一方による解約の申し出がない場合には、同内容にて更に1年間契約を更新するものとし、以後も同様とする。

第 20 条（任意解約）

- 1. 委託者及び受託者は、相手方に対し、1か月前までに書面による通知を行うことで、本契約を将来に向かって解除することができる。
- 2. 受託者は、前項により契約が解除される場合であっても、委託者が受託者に対して支払い済みの別紙の条件通知書に定める人材紹介料は返還しない。
- 3. 委託者は、第1項により契約が解除される場合、解除の日において未払いである債務について、受託者が別途指定する期日までに一括で支払うものとする。

第 21 条（存続条項）

本契約の終了後にかかわらず、本条、第8条（通知義務違反の取扱い）、第9条（人材紹介料の返還）、第10条（機密情報の取扱い）、第11条（個人情報の取扱い）、第14条（再委託）、第16条（損害賠償）、第22条（準拠法）及び第23条（協議及び管轄裁判所）の規定は、引き続きその効力を有する。但し、第10条（機密情報の取扱い）及び第11条（個人情報の取扱い）については、本契約の終了後1年間に限り、その効力を有する。

第 22 条（準拠法）

本契約の成立、効力、解釈及び履行については、日本法に準拠し、日本法に従い解釈されるものとする。

第 23 条（協議及び管轄裁判所）

- 1. 委託者及び受託者は、本契約の解釈及び履行に疑義が生じた場合、協議のうえ誠意をもって解決に努める。

2. 委託者及び受託者は、前項の協議により疑義が解決せず、訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。
(以下余白)